



2020.4月号

発行

砂川商工会議所
砂川市西4条北4丁目
TEL(代)52-4294・FAX52-4296

編集

砂川商工会議所広報委員会
(通巻 601号)

http://sunagawa-cci.com/
E-mail:sunacci@ninus.ocn.ne.jp

新型コロナウイルスに関する中小企業・小規模事業者施策のご案内

新型コロナウイルスに関する経営相談窓口の設置について

新型コロナウイルスの流行により、当所会員企業をはじめとする中小企業・小規模事業者への影響が懸念されることから、経営相談窓口を設置しております。

どうぞお気軽にご相談ください。

(1) 名称：「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」

(2) 場所：砂川商工会議所内 TEL0125-52-4294

◆小規模事業者経営改善資金（マル経）【日本政策金融公庫】

本制度は、小規模事業者の経営改善を目的に、商工会議所の推薦により無担保・無保証で日本政策金融公庫が融資する制度です。

融資対象	常時雇用する従業員が20人以下 (商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下の事業者の方 ※ただし、6ヶ月以前から当所の経営指導を受けていることが必要です。
融資金額	2,000万円以内 (1,500万円を越える融資には事業計画書の策定などが必要です)
融資期間	運転資金:7年以内(うち据置1年以内) 設備資金:10年以内(うち据置2年以内)
利率	1.21%(固定)

【お問合せ・ご相談】砂川商工会議所 中小企業相談所 相談業務課 ☎0125-52-4294

◆マル経融資の金利引き下げ（新型コロナウイルス対策マル経）【日本政策金融公庫】

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引き下げます。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長されます。

ご利用いただける方	最近1カ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方
資金の使い道	運転資金、設備資金
融資限度額	別枠1,000万円
金利	経営改善利率1.21%(令和2年3月10日時点)より当初3年間、▲0.9%引下げ

【お問合せ・ご相談】砂川商工会議所 中小企業相談所 相談業務課 ☎0125-52-4294

◆新型コロナウイルス感染症特別貸付【日本政策金融公庫】

日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者(フリーランスを含む)に対し、融資枠別 枠の制度を創設。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施します。

融資対象	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当する方</p> <p>①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方</p> <p>②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方</p> <p>a 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高</p> <p>b 令和元年12月の売上高</p> <p>c 令和元年10月～12月の売上高平均額</p> <p>※個人事業主(フリーランス含み、小規模に限る)は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。</p>
融資期間	設備20年以内、運転15年以内(うち据置5年以内)
融資限度額(別枠)	中小事業3億円、国民事業6000万円
利率	<p>当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利</p> <p>中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%</p> <p>(利下げ限度額: 中小事業1億円、国民事業3000万円)</p> <p>※令和2年3月2日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律</p>

【お問合せ・ご相談】日本政策金融公庫 札幌北支店 ☎011-726-4222

砂川商工会議所 中小企業相談所 相談業務課 ☎0125-52-4294

詳細 URL→ https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html

◆特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きいフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施します。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中企庁HP等で公表予定です。

適用対象	<p>「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者等のうち、以下の要件を満たす方</p> <p>①個人事業主(フリーランス含み、小規模に限る): 要件なし</p> <p>②小規模事業者(法人事業者): 売上高▲15%減少</p> <p>③中小企業者(上記①②を除く事業者): 売上高▲20%減少</p> <p>※小規模要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下 ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下
利子補給	<p>期間: 借入後当初3年間</p> <p>補給対象上限: 中小事業1億円、国民事業3000万円</p>

【お問合せ・ご相談】日本政策金融公庫 札幌北支店 ☎011-726-4222

砂川商工会議所 中小企業相談所 相談業務課 ☎0125-52-4294

詳細 URL→ https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html

◆新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付【日本政策金融公庫】

融資対象	新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な営業悪化から資金繰りに支障を来しており、次のいずれにも該当する旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方 (1)最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること (2)中長期的に業績が回復し、発展することが見込まれること。
融資金額	別枠1,000万円(旅館業を営む方は、別枠3,000万円)
融資期間	7年以内(2年以内)
利率	基準利率 ※ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生共同組合の方については、特別金利C(基準利率-0.9%)

【お問合せ・ご相談】日本政策金融公庫 札幌北支店 ☎011-726-4222

詳細 URL → https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html

◆雇用調整助成金【北海道労働局】

本制度は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成するものです。新型コロナウイルス感染症の発生により、4月1日から特例措置が拡大されています。この他の詳細については、北海道労働局HPで公表予定です。

	緊急対応期間(4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は全国で以下の特例を実施
対象事業所	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)
生産指標要件	1ヵ月5%以上低下(北海道は満たすものとして扱う)
対象労働者	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める
助成率	4/5(中小)、2/3(大企業) 解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業)
計画届の提出	計画届の事後提出を認める(1月24日~6月30日まで)
1年間のクーリング期間	クーリング期間の撤廃
6か月以上の被保険者期間	被保険者期間要件の撤廃
支給限度日数	1年100日、3年150日 + 上記対象期間

【お問合せ・ご相談】北海道労働局(特別労働相談窓口) ☎011-707-2700

詳細 URL → https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

ご注意ください「融資のため保証金が必要」は詐欺です

道内の複数事業所等に「緊急対策資金」「与信枠設定通知件申込用紙」などと題するFAXが送信されています。

新型コロナウイルスの流行により経済活動が停滞する中、資金繰りに苦労している方をだまそうとする悪質な手口です。

こういった業者に融資の申し込みをすると、「保証金・手数料名目」で振込や電子マネーでの支払を要求されます。

都合のよい話は要注意！まずは警察に相談を！北海道警察#9110まで

消費税対策砂川市プレミアム付商品券についてお知らせ

消費税対策砂川市プレミアム付商品券の換金が3月31日を以って終了していますので、まだ換金がお済みでない方は早急に換金をしていただくようお願い致します。

～販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ～

小規模事業者持続化補助金(中小企業庁 令和元年度補正予算事業)のご案内

経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取組に対し、50万円を上限に補助金(補助率3分の2)が出ます。また、計画作成や販路開拓の実施の際、商工会議所の指導・助言をうけられます。

〔対象となる取組例〕

- ・店舗の改装を行い、より多くの客が利用できるようなレイアウト変更を実施。
- ・新たに出前を開始したことをPRするチラシの作成、配布を実施。
- ・商品の梱包・パッケージを刷新し、ブランド力を向上。

1. 補助対象者

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	従業員数が5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	従業員数が20人以下
製造業その他	従業員数が20人以下

2. 補助対象経費

- ・機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費

3. 補助率・補助額

- ・補助率 補助対象経費の3分の2以内
- ・補助額 上限50万円(認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた小規模事業者は上限100万円)

*複数の事業者が連携する場合には、上限100万円から500万円です。

4. 公募スケジュール

- ・3月10日より公募を開始をしており、以後、**通年で応募を受け付け**、下記の通り複数回の締切を設定しています。

	第1回締切(終了)	第2回締切	第3回締切	第4回締切
申請書類の送付締切	令和2年3月31日(火)	令和2年6月5日(金)	令和2年10月2日(金)	令和3年2月5日(金)
採択結果公表	令和2年6月頃予定	令和2年8月頃予定	令和2年12月頃予定	令和3年4月頃予定
補助事業の実施期間	交付決定通知受領後から令和3年1月31日(日)まで	交付決定通知受領後から令和3年3月31日(水)まで	交付決定通知受領後から令和3年7月31日(土)まで	交付決定通知受領後から令和3年11月30日(火)まで

お問い合わせは砂川商工会議所(電話52-4294)または小規模持続化補助金特設ウェブページをご覧ください。(https://r1.jizokukahojokin.info/)